

大綱2

だれもが健康で生きがいを もって安心して暮らせる まちづくり

● 保健、医療、子育て、福祉、社会保障

- 2-1 ともに支え合いながら暮らせる地域をつくる
- 2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療体制をつくる
- 2-3 伸びやかに子どもが育ち、次の世代につなげる、子育てしやすいまちをつくる
- 2-4 障がい者（児）が生活しやすい環境をつくる
- 2-5 高齢者が敬愛され生きがいをもてるまちをつくる
- 2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

2-1 ともに支え合いながら暮らせる 地域をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

近年、少子高齢化の進展や単身世帯の増加、人間関係の希薄化などを背景に、社会構造が大きく変容し、福祉サービスに対する市民ニーズも複雑・多様化しています。こうした中、自治会、地区コミュニティ推進協議会やNPO等の市民活動団体と行政が連携・協働して、地域の諸課題に対応していく仕組みを構築していくことが求められています。

本市では、すべての市民が生涯にわたり、すこやかに、いきいきと人間らしく、安心して暮らすことができるよう、地域における福祉活動の活性化とネットワーク化を推進するなど、地域福祉の向上に努めています。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会をはじめとする地域福祉を牽引する団体の取り組み等により、徐々に市民や地域主体の福祉活動が活発化するなど、地域の相互扶助機能を高めていく動きも現れてきています。

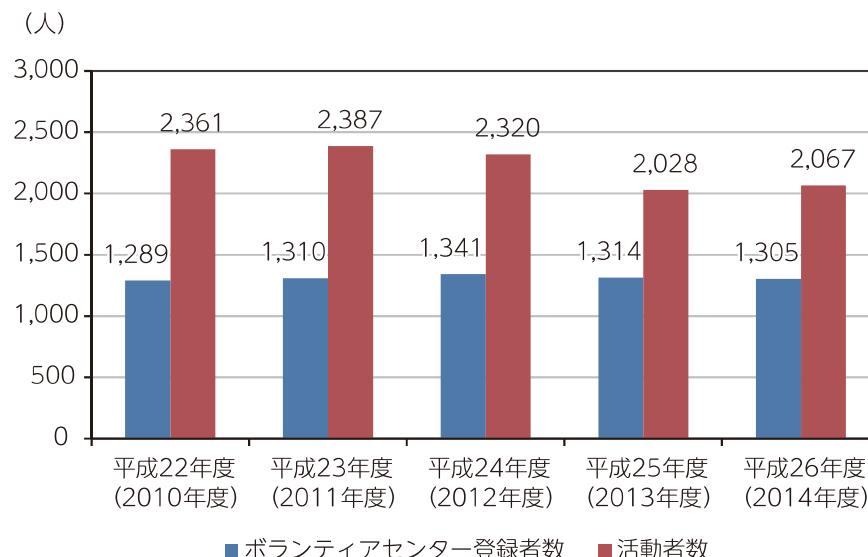
一方、高齢者や障がい者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることが出来るよう、地域の包括的な支援体制やサービス提供体制を構築するなど、身近な地域の協力がなければ対応することが難しい課題も増加しています。

今後、こうした新たな福祉ニーズに的確に応えていくためには、公的サービスの充実とあわせて、地域自らが生活に根ざした多様なサービスの提供主体として自立、運営できるよう、「地域で助け合う・支え合う仕組み（地域福祉ネットワーク）づくり」を積極的に支援していく必要があります。



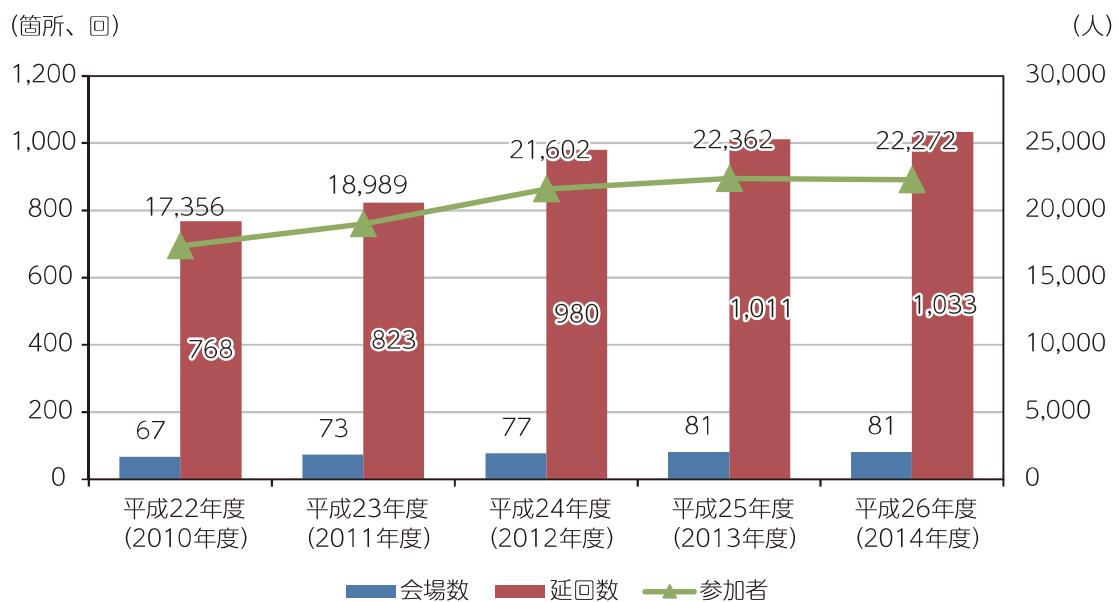
ふれあいサロンは、一人暮らしなどの高齢者の交流を図り、生きがいづくりの場になっています（大袋地区的ふれあいサロン）

■ボランティアセンター登録者数の推移



各年度末現在
資料：社会福祉協議会

■ふれあいサロン登録数の推移



【目指すまちの姿】

- ・地域において住民や各種団体などが主体的に連携するためのプラットフォーム（ルール・組織体制等）が構築されているまち
- ・地域の特性や資源を活かした身近な福祉サービスが提供されているまち
- ・地域の多様な世代が、各種サービス・支援の担い手として活躍するなど、「市民が地域を支え・地域が市民を支える」良好なコミュニティが形成されているまち

【実現するための施策】

2-1 ともに支え合いながら暮らせる地域をつくる

211 地域福祉体制の充実を図る

2111 福祉サービス支援体制の充実

2112 地域福祉を支える体制づくり

2113 地域福祉サービスの向上

【施策の内容】

211 地域福祉体制の充実を図る

福祉サービスを適切かつ迅速に提供できるよう、民生委員・児童委員や保護司といった地域福祉を担うボランティア団体等との連携を密にし、個々の福祉ニーズにきめ細やかに対応するなど、福祉サービス支援体制の充実を図ります。

また、社会福祉協議会をはじめとする多様な団体等が主体的に連携できるよう、地域福祉に関するコーディネーターを配置するなど地域福祉を支える体制づくりを推進するとともに、地域の特性や資源を活かした地域福祉サービスの向上に努めます。

【主な事業】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(211) 民生・児童委員活動事業	福祉サービスの向上に寄与するため、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の活動に対し、助成を行います。	一人あたり民生委員の年間活動日数	
		119.2日	120日
(211) 地域福祉ネットワーク推進事業	地域自らが身近な福祉サービスを担うことができるよう、各地区へ地域福祉に関するコーディネーターを配置するなど、関連団体等の主体的な連携を支援します。	ふれあいサロン開催回数 (累計)	
		1,033回	6,000回

2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療体制をつくる

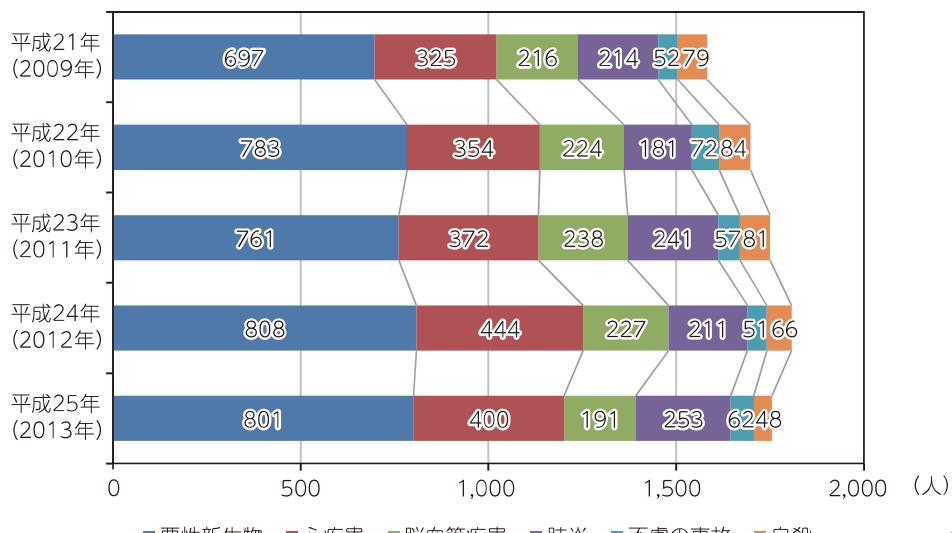
【これまでの取り組みとこれからの課題】

近年、生活スタイルや食生活の変化などにより、生活習慣病対策の重要性が増大しており、「自らの健康は自らが守る」という市民一人ひとりの意識のもと、健康づくりに取り組むための環境整備が求められています。本市では、第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」を策定し、市民の健康づくりを喚起するとともに、がん検診では、国の指針に基づく大腸がん・肺がん・胃がん・乳がん・子宮頸がん健診に加え、市独自で前立腺がん検診と口腔がん検診を開始しました。

また、中核市移行に伴い市保健所を設置し、総合的な保健衛生サービスの提供を図るとともに、夜間における初期救急体制を確保するため、小児夜間急患診療所と成人夜間急患診療所を移転・統合して、保健所内に夜間急患診療所を設置し、救急医療体制の充実に努めてきました。しかし、急速に変化する保健衛生を取り巻く状況に適切に対応するためには、さらなる健康づくりの推進に加え、新型インフルエンザなどの感染症発生時におけるまん延予防対策や食の安全などへの対応が課題となっています。

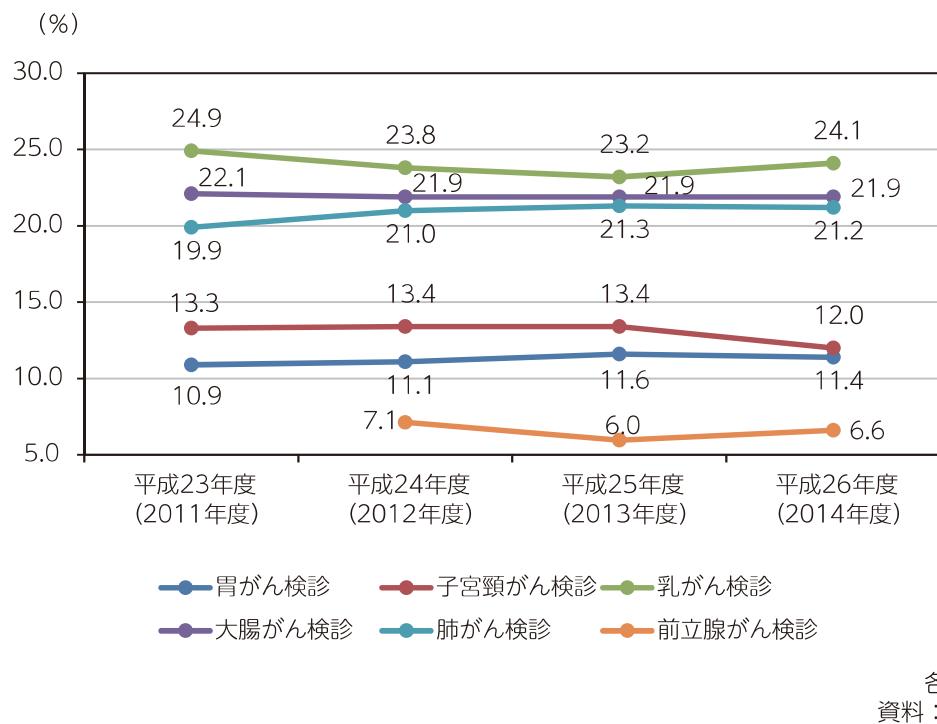
今後、超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸を目指し、健康教育の実施や各種予防接種、健（検）診受診を勧奨するとともに、健康相談や指導、家庭訪問などによる、疾病の早期発見・早期治療ができる保健体制の充実や市民と関係団体と行政が一体となった健康づくりの推進が必要となります。また、保健所においては、総合的な保健衛生行政を効果的に推進するとともに、保健所と保健センターの連携や健康危機に迅速に対応できる体制の確立が必要です。さらに、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、地域における医療、介護連携等による地域包括ケアシステムの構築が必要なことから、関係機関と連携協力し、在宅医療の推進を図るなど、医療提供体制を整備することが重要となっています。

■主な死因別死亡数の推移

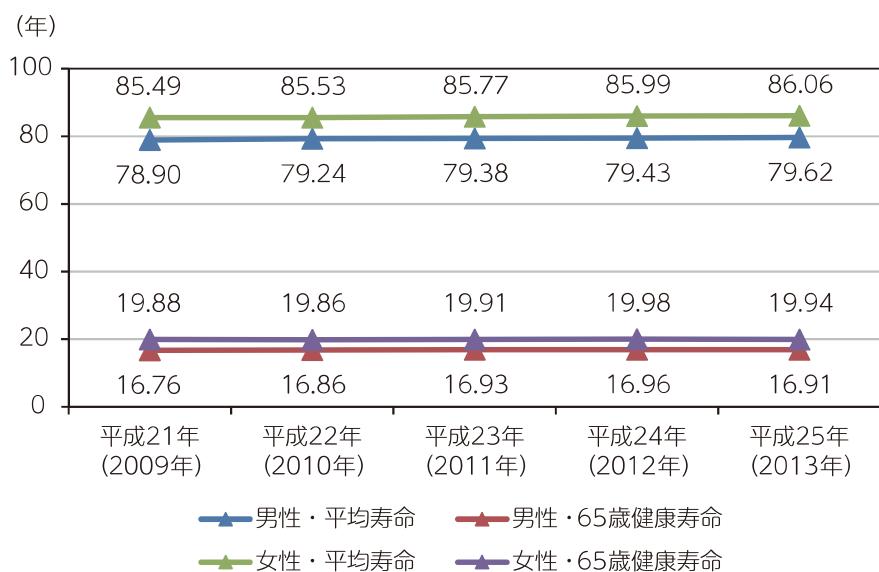


各年12月31日現在
資料：埼玉県保健統計年報

■がん検診受診率の推移



■平均寿命と65歳健康寿命

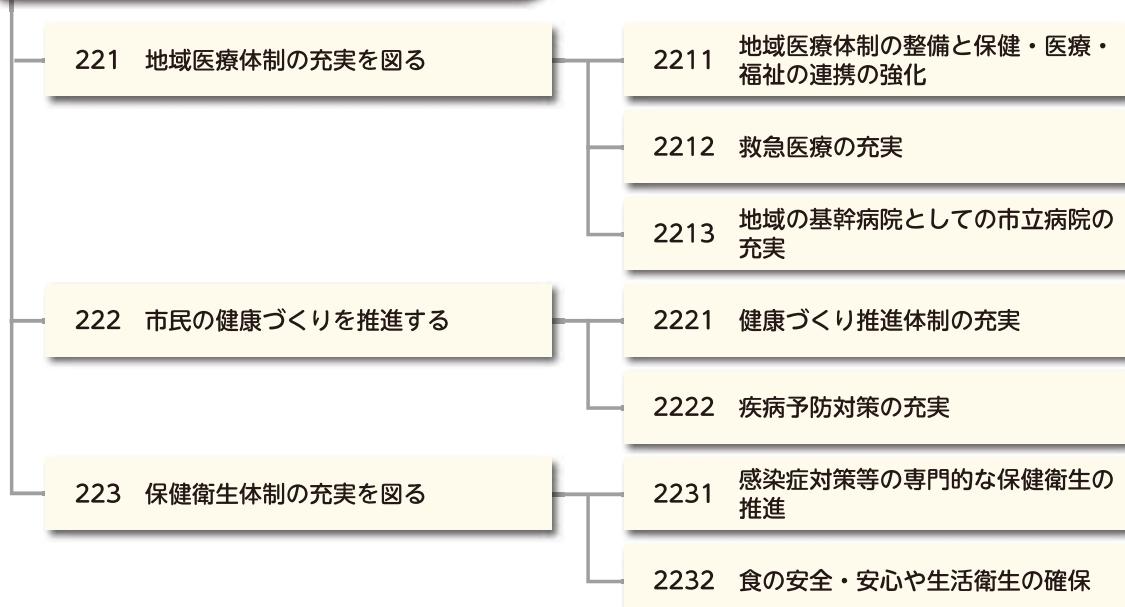


【目指すまちの姿】

- ・医療資源を有効活用し、医療機関相互の連携による適切な医療体制を整え、保健・医療・福祉の連携強化により市民が安心して暮らせるまち
- ・市民・関係団体・行政が一体となって健康づくりを推進することにより、市民一人ひとりが健康づくりに取り組んでいるまち
- ・保健所を拠点として、感染症対策等の専門的な保健衛生が推進され、食の安全・安心等の生活衛生が確保された、保健衛生体制が充実したまち

【実現するための施策】

2-2 予防と助け合いのもとで、充実した地域医療体制をつくる



保健衛生体制と救急医療の充実を図ります
(平成27年4月の中核市移行に伴い設置した
保健所・夜間急患診療所)



【施策の内容】

221 地域医療体制の充実を図る

保健・医療・福祉が連携した総合的なサービス提供体制を整備するため、関係機関と連携協力し、在宅医療の推進を図るとともに、不足する市内医療機関の看護師等を確保し、地域医療の充実を図ります。

救急医療は、初期救急として引き続き夜間急患診療所を運営するとともに、埼玉県救急電話相談事業の拡充を求め、各関係機関が連携できるよう、初期から第三次救急医療体制^{*17}の確実な運用に努めます。さらに、大規模災害や新型インフルエンザ等の健康危機に備えた医療連携体制の整備に努めます。

また、市立病院が基幹病院として地域住民への質の高い医療サービスを提供するため、一層の経営健全化に努めるとともに、地域医療機関との連携および救急体制の強化を図ります。

222 市民の健康づくりを推進する

健康的な生活習慣への意識を高め実践に結びつけていくため、健康教育・相談、健（検）診等を実施します。

また、市民の主体的な健康づくりを生涯にわたり支援するため、母子保健では、妊娠・出産・子育ての切れ目のない保健対策の充実を図ります。成人保健においては、生活習慣病予防セミナーや健康相談等を推進します。さらに、疾病の早期発見・治療のため各種健（検）診を行い、感染症発症などを防ぐために予防接種を実施するとともに、第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷21」に基づき、市民と関係団体と行政が一体となった健康づくりを推進します。

さらに、総合的な保健衛生サービスの提供のため保健所と連携し、市民の健康づくりの拠点としての機能の一層の充実と、大規模災害や新型インフルエンザ等の健康危機発生時の医療救護活動拠点としての役割も担う新保健センターの整備を進めます。

223 保健衛生体制の充実を図る

保健所を中心として、医療機関の許可・立入検査や感染症対策、難病等疾病対策、精神保健支援等の専門的な保健衛生業務を推進するとともに、食品衛生や食肉検査業務による食の安全・安心の確保に努めるなど、保健衛生体制の充実を図ります。

さらに、多くの方が利用する施設の環境衛生や医薬品の適正流通・販売に係る監視指導等、動物愛護・動物の飼育管理指導等の生活衛生業務を実施します。

また、衛生害虫の駆除・相談、狂犬病予防等の環境衛生業務を引き続き実施します。

*17 救急医療体制

初期救急医療：入院を必要としない軽症の救急患者に対応する。

本市では祝日や年末年始の休日当番医や夜間急患診療所が対応している。

第二次救急医療：入院や手術を必要とする重症患者に対応する。

東部南地区第二次救急医療圏の6市1町で、病院群輪番制により16の病院が対応している。

本市では市立病院の外3つの民間病院が対応している。

第三次救急医療：生命の危機が切迫している重篤患者に対応する。

東部南および北地区の第二次救急医療圏の12市3町を獨協医科大学越谷病院が対応している。

【主な事業】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(221) 夜間急患診療所運営事業	夜間ににおける診療を通年実施し、初期救急医療の確保を図ります。	夜間急患診療所の認知度	
		小児 64.3% 成人 47.0% (H24年度)	85%
(221) 救急医療対策事業	休日等における初期救急医療体制の確保と、入院治療が必要な急病患者に対する第二次救急医療体制を確保します。	年間の休日当番医療機関数 44か所	46か所
(221) 市立病院運営事業	地域の基幹病院としての役割を果たすため、一層の経営健全化に努めるとともに地域医療機関との連携および救急体制の強化を図ります。	市立病院の経常収支比率 100.7%	100% 以上
(222) 新保健センター整備事業	越谷市民の健康づくりや保健・医療・福祉の連携強化など地域保健の更なる拡充を図るため、新保健センターの整備を進めます。	新保健センターの整備数 —	1か所
(222) 健康づくり推進事業	市民が主体的に健康づくりを実践するための生活習慣病予防に関する情報提供や、健康教室を実施とともに、地域全体で健康づくりに取り組みめるように支援します。	65歳健康寿命 ^{*18} 男性16.91年 女性19.94年 (H25年度)	男性17.29年 女性20.15年
		健康教室の参加延べ人数 (H23年度からの累計) 3万8,605人	5万人
(222) 母子健康づくり事業	妊娠婦や乳幼児の保護者に対し、教室や相談を通して正しい知識の普及を図り、育児不安の解消、子育ての孤独感の軽減および母子の心身の健康づくりを推進します。また、家庭訪問や育児相談等により、一人ひとりにあわせた支援を行います。	乳幼児等健診受診率 94.3%	95.0%
		健康教室の参加延べ人数 (H23年度からの累計) 9,237人	1万1,500人
(222) がん検診等事業	がんの早期発見・早期治療に繋ぐために、がん予防の知識の普及と各種がん検診を実施します。	がん検診受診率 18.12%	19.0%
(222) 特定健康診査事業 (国民健康保険)	国民健康保険被保険者のうち40歳以上を対象に、生活習慣病の早期発見や予防を目的とした特定健康診査および特定保健指導を実施します。	特定健康診査受診率 37.7%	60.0%
(223) 感染症対策事業	感染症の発生予防およびまん延防止を図るため、健診、検査、相談、啓発、費用の助成、発生動向調査等を行います。	結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS)実施率 -	95%
(223) 食品衛生事業	食品営業の許可や監視指導等、食中毒の原因究明および再発防止、食の安全・安心に関する普及啓発等の食品衛生事業を実施します。	食品営業施設への監視指導数(累計) -	6,500件

*18 65歳健康寿命：65歳に達した人が、要介護2以上になるまでの平均年数

2-3 伸びやかに子どもが育ち、次の世代につなげる、子育てしやすいまちをつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

少子化・核家族化の進行により、子育てに対し不安や負担感を持つ保護者が増加傾向にあります。そのため、子育て中の保護者の孤立化を防ぐための相談・支援、経済的負担の軽減および地域で子育てを支える仕組みづくりが求められています。本市においては、地域子育て支援拠点を設置するなど支援の充実を図ってきましたが、今後はさらなる内容の充実が必要です。

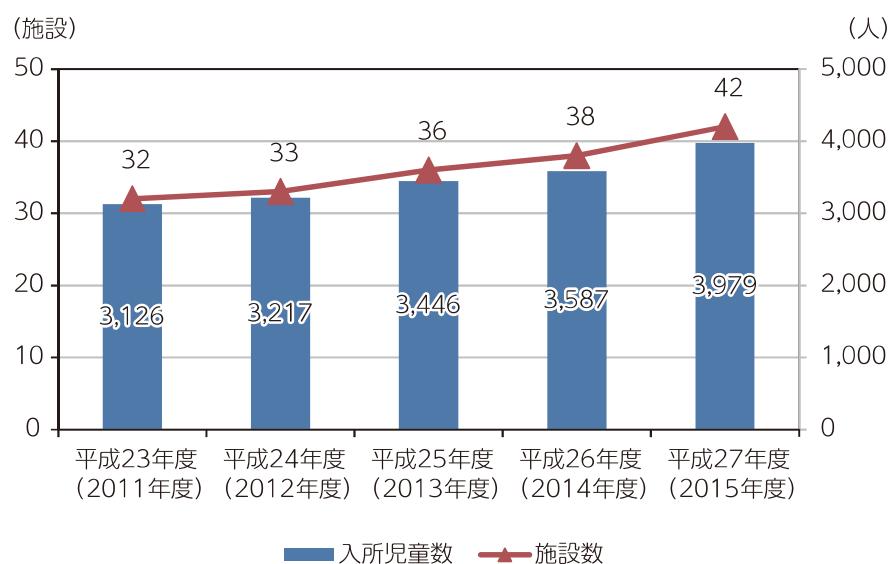
本市における就学前児童は減少傾向にありますが、女性の社会進出などにより、保育需要は年々増加しています。保育所（園）等については、平成23年度から平成26年度までに定員を570名拡大しましたが、依然として待機児童の解消には至っておらず、特に0歳から3歳未満の乳幼児および障がい児保育の需要が高く、さらなる保育サービスの充実が望まれています。

また、学童保育室については、市内すべての小学校区で運営されており、平成23年度から平成26年度までに8カ所の小学校区において施設整備を実施しましたが、平成27年度から対象児童が小学6年生まで拡大されたことにより、入室希望者は増加傾向にあり、待機児童の解消には至っておらず、さらなる拡充が求められています。

平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度が始まりましたが、指針に掲げられた「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子育て支援を推進する必要があります。

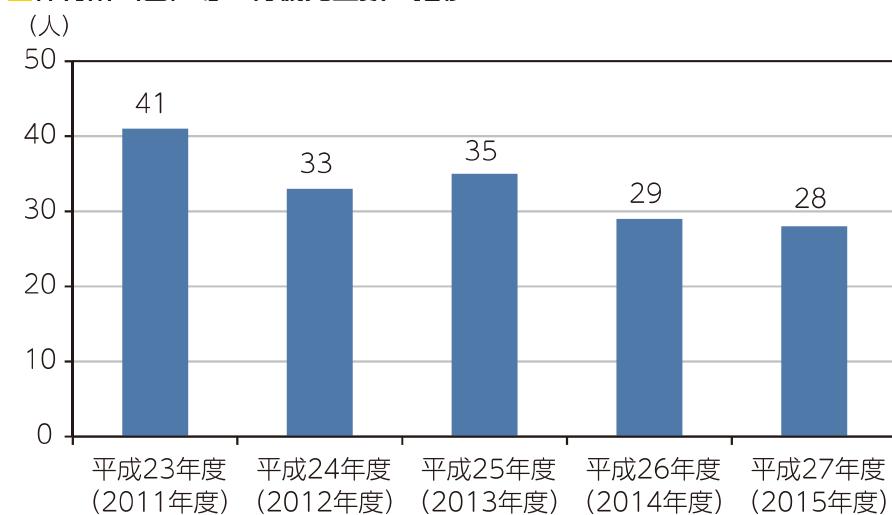
一方、社会情勢の急速な変化による価値観の多様化などから、青少年を取り巻く状況や意識行動は大きく変化し、青少年にかかる問題は複雑化しています。伸びやかに子どもたちを育むためには、青少年健全育成団体の支援や地域ボランティアの育成を図り、学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成を推進することが必要です。

■保育所（園）等施設数と入所（園）児童の推移



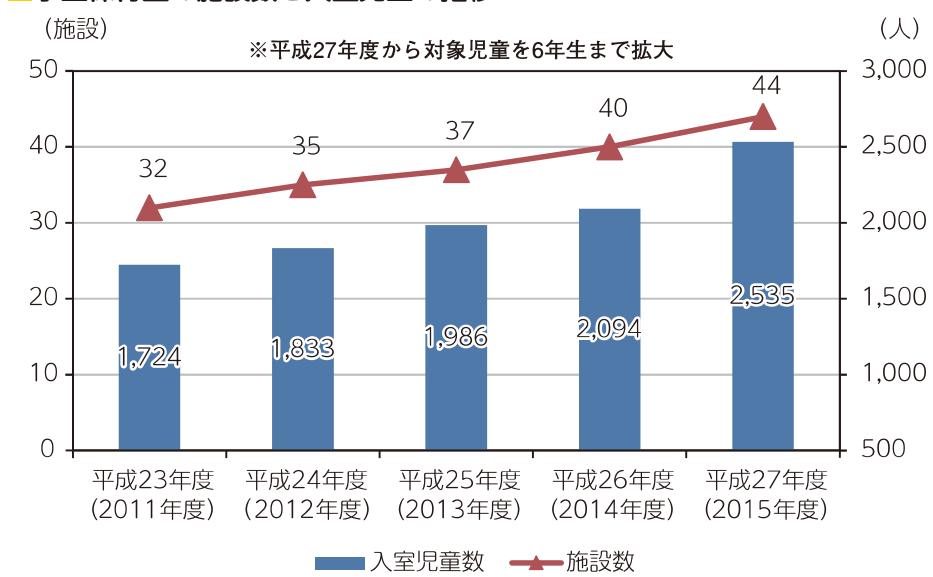
各年度4月1日現在
資料：子ども育成課

■保育所（園）等の待機児童数の推移



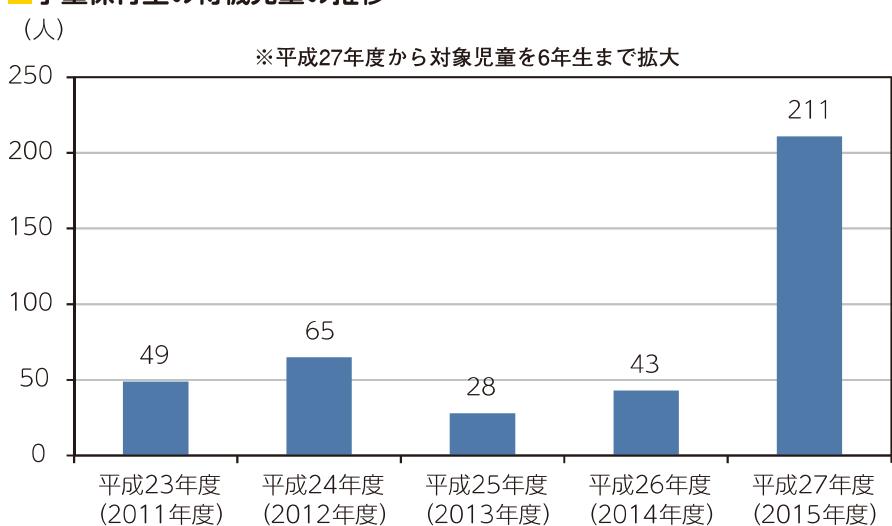
各年度 4月 1日現在
資料：子ども育成課

■学童保育室の施設数と入室児童の推移



各年度 4月 1日現在
資料：青少年課

■学童保育室の待機児童の推移



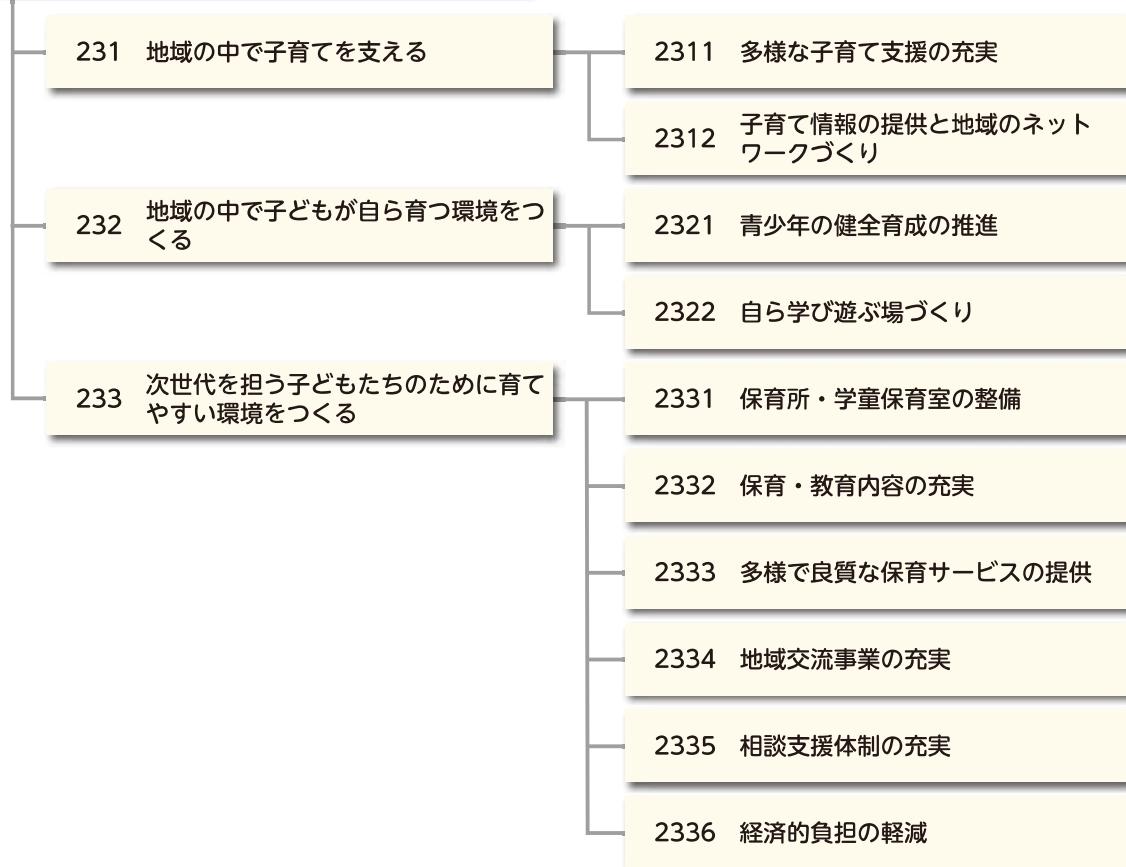
各年度 4月 1日現在
資料：青少年課

【目指すまちの姿】

- ・子育て中の保護者の相談等支援の拠り所となる地域子育て支援拠点の充実等により、子育て環境が整備されているまち
- ・教育・保育施設および地域型保育事業を組み合わせた多様な保育サービスの充実により、市民の働き方等における多様な選択肢があり、待機児童が解消しているまち
- ・就学児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、待機児童が解消し、児童が健やかに成長しているまち
- ・地域社会による青少年健全育成のための体制が充実し、子どもがそれぞれの個性を活かし主体的に活動し、伸びやかに育まれているまち

【実現するための施策】

2-3 伸びやかに子どもが育ち、次の世代につなげる、子育てしやすいまちをつくる



【施策の内容】

231 地域の中で子育てを支える

子育て中の保護者の孤立化を防ぐため、子育てサロンにおける支援や訪問型の子育て支援の充実、ファミリー・サポート・センターでの取り組みなど子育てに関する多様な支援体制の充実を図ります。

多様なサービスの効果的な利用のため、住民参加型の子育てポータルサイト「子育てネット」を活用したきめ細やかな情報提供の充実を図ります。

232 地域の中で子どもが自ら育つ環境をつくる

心身ともに健全な青少年の育成に向けて、健全育成事業や子どもの居場所づくり推進事業を実施します。

また、児童館では、創造性豊かな児童を育むため、遊びを通して科学に対する興味・関心を高める事業を実施するなど、今後も利用者の要望に沿った事業運営を行います。

233 次世代を担う子どもたちのために育てやすい環境をつくる

公立保育所の建て替えや改修により低年齢児の定員を拡大するとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく民間活力による保育園、認定こども園、地域型保育事業を整備・拡充することで、就学前の教育・保育環境の充実を図り、待機児童の解消に取り組みます。

また、増加する学童保育室の入室希望の需要に対応するため、老朽化や大規模化した施設の改修・改善を図り、待機児童の解消に取り組むなど、就学児童が安全に安心して過ごすことができる環境の整備に努めます。

さらに、地域子育て支援拠点事業をはじめ多様な保育サービス体制の充実を図るとともに、生活支援事業や児童相談事業によるひとり親家庭に対するサポート体制のさらなる充実を図ります。



子育ての悩み相談や親子の交流の場の充実を図ります（子育てサロン）

【主な事業】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(231) 子育てサロン事業	子育て中の親子の不安を解消するため、保護者の交流の場を設けるとともに、相談員・保育士等を配置し子育てに関する相談などに応じます。また、子育てに関する講座等の開催や子育て情報を提供します。	子育てサロン平均利用回数 5.6回	5.7回
(231) ファミリー・サポート・センター事業	保護者の子育ての負担感の軽減等を図るため、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方を会員として組織し地域における子育ての支援活動を行います。	ファミリー・サポート・センター利用件数 (H23年度からの累計) 1万7,421件	4万4,000件
(232) 青少年健全育成推進事業	子どもたちが将来に目標を持ち、主体的に生きられるよう、青少年健全育成を目的とした市民団体と連携して、健全育成研修会や市民フォーラムなどを開催し、青少年健全育成事業を推進します。	健全育成活動（研修会、講演会等）の参加者数 (H23年度からの累計) 8,190人	2万人
(233) 子ども・子育て支援給付事業	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、多様化する教育・保育需要に対応するため、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に対し、入所児童に係る給付費を支給します。	待機児童数 (各年度4月1日) 29人	0人
(233) 学童保育室整備事業	対象年齢の拡大等により、増加が見込まれる待機児童の解消を図るため、学童保育室の2室化等の整備を行い、定員枠を拡大します。	学童保育室施設数 40施設	49施設

2-4 障がい者（児）が生活しやすい環境をつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

本市では、病気の後遺症に起因する中途障がいなどにより、障がい者数が近年増加しており、障がいの重度化・重複化や障がい者の高齢化も進んでいます。そのため、生活習慣病などの予防対策や、障がいの判断がつきにくい乳幼児期からの早期発見に努めてきました。今後も療育、相談、訓練につなげるための療育環境の一層の充実や教育・保育等関係機関との連携が求められています。

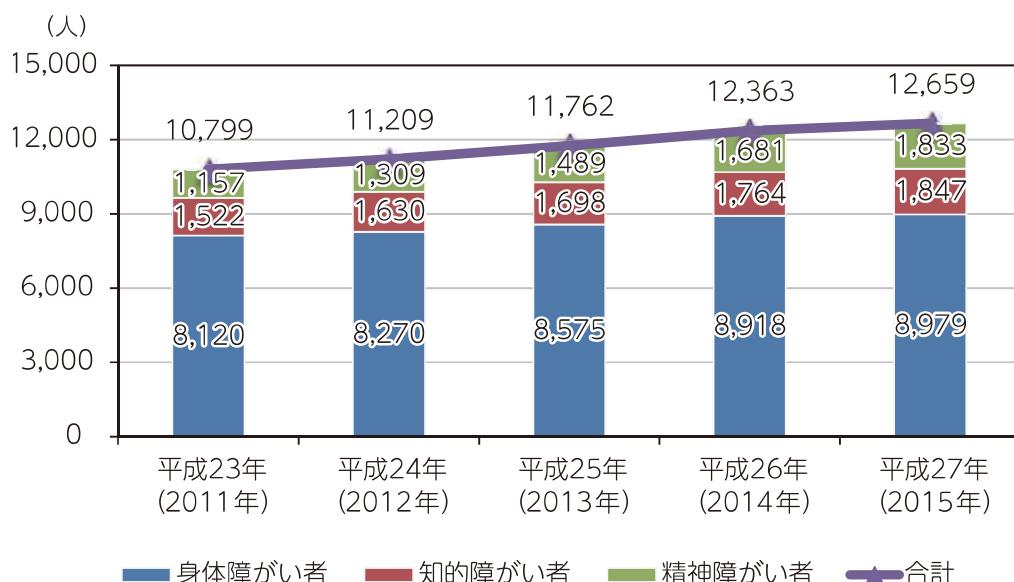
市民の価値観や生活様式が多様化する中で、障がい者（児）の地域での自立生活や社会参加意欲が一段と高まっています。障がい者（児）が安心して地域で自立生活が送れるよう、グループホーム等の住まいの場の確保や成年後見制度の活用を進めてきましたが、これからも地域での自立生活を支える仕組みづくりの促進が課題となっています。

また、障がい者（児）が主体的に文化、スポーツ・レクリエーションなどの社会活動に参加できるように、様々な分野にわたる生活の質の向上とあわせて、建物、交通などのハード面と情報、制度、意識などのソフト面の両面にわたる社会のバリアフリー化を進めてきました。

障がい者の自立と社会参加を進めていくために、就労支援事業を展開してきましたが、就労に向けた相談や訓練等の一層の支援を進めるとともに、これまでの雇用の形態にとらわれない就労支援の強化が大切です。また、障がい者の工賃収入の向上を図るため、複数の福祉事業所が、共同で受注する仕組みづくりが求められています。

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病などの様々な障がい者（児）のニーズにも対応できる施策の展開が求められる中、障がい者（児）が地域とともに安心して暮らし続けられるように、生活支援や就労支援の充実と権利擁護の推進を図るとともに、市民との協働による福祉の推進が期待されています。

■障がい者（児）数の推移



各年3月31日現在
資料：障害福祉課

【目指すまちの姿】

- ・障がい者（児）が生活しやすい環境をつくるため、療育環境、在宅サービスに関する相談・支援体制が充実しているまち
- ・障がい者（児）が地域の中で安心して暮らせるように、日中活動や住まいの場など社会資源が充実しているまち
- ・障がい者（児）が快適に移動できるように、暮らしの中のバリアフリー化が進み、外出時の支援体制が充実しているまち

【実現するための施策】

2-4 障がい者（児）が生活しやすい環境をつくる

241 障がいの早期発見と療育環境を整える

242 在宅サービスを受ける人、支える人のすべてを支援し、自立できる社会をつくる

243 地域生活を支え社会参加を促進する

244 円滑な移動を可能とする人にやさしい環境をつくる

2411 障がい児の発達支援の充実

2421 相談支援と雇用・就労の促進

2422 在宅介護の充実

2423 在宅障がい児支援の充実

2431 日中活動の場の充実

2432 住まいの場の充実

2433 地域生活支援事業の充実

2434 医療・手当等の充実

2441 暮らしの中のバリアフリーの推進

2442 外出支援の充実

【施策の内容】

241 障がいの早期発見と療育環境を整える

障がいを早期発見し、早期療育につなげるため、乳幼児健康診査の結果、疾病または運動発達や精神発達に遅滞が疑われる低年齢児については、引き続きその発育・発達に応じ継続した相談を行います。

市が様々な場所で行っていた障がい児への事業を児童発達支援センターへ集約し、療育・訓練機能の一層の充実を図るとともに、言語・聴覚などの発達に遅れがみられる低年齢児を対象に日常生活の指導および集団生活への適応訓練を行い、心身の発達を促すことで、療育機関や保育所等へのスムーズな移行に努めています。また、児童発達支援センターは市が行う障がい児支援の中心であり、今後も地域において果たすべき役割について検討を進めるほか、今後増加が見込まれる施設利用が必要な児童に対応するため、組織体制の見直しや施設の計画的な修繕・整備についても検討を進めます。

さらに、在宅の重度心身障がい者（児）やその介助者が、安心して住みなれた地域で生活が送れるよう、重症心身障がい児施設についても一層の充実を図ります。

242 在宅サービスを受ける人、支える人のすべてを支援し、自立できる社会をつくる

障がい者（児）が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、日常生活に関する相談や権利擁護等の相談事業を実施します。相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、関係行政機関などの地域の障がい福祉に関するネットワークを活用し、相談支援事業の充実を図ります。また、障がい者の就労を支援するため、障害者優先調達推進法に基づく物品や役務の発注および共同で受注する体制など障がい者の工賃収入の向上のための仕組みづくりを推進します。

さらに、ホームヘルプサービス、ショートステイサービスをはじめとする各種在宅サービスの利用援助を行い、障がい者（児）が安心して在宅生活を送ることができるように努めるとともに、在宅で支える介護者の負担を軽減します。

243 地域生活を支え社会参加を促進する

障がい者就労訓練施設や障がい者福祉センターなどの事業を通じて、障がい者が社会活動などに参加する機会や場の充実に努めます。また、グループホームなどの事業所設置相談や指定などに関する支援を行うことにより、社会資源の充実・確保や、障がい者が住み慣れた地域で生活が営めるよう努めます。

さらに、障がい者（児）が地域で安心して生活を送ることができるよう、日常生活用具の給付や手話通訳者等の派遣、医療負担の軽減などを行います。

244 円滑な移動を可能とする人にやさしい環境をつくる

障がい者（児）が地域社会の中で活動し、自立した日常生活を営むことができるよう、公共施設等のバリアフリーに関する情報提供の充実に取り組みます。

また、障がい者（児）が安心して外出できるよう、外出介助などの支援の充実を図ります。

【実現するための施策】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(241) 児童発達支援事業 (ぐんぐん、のびのび)	発達に遅れのある児童に対し、日常生活に必要な基本的な動作や集団生活への適応能力を指導します。	児童発達支援センターでの療育が必要な児童のうち、施設の利用ができないものの数	0 0
(242) 障がい者就労支援事業	障がい者の職業的および社会的自立の促進を図るため、就労相談や就職準備、職場定着などの就労支援を実施するとともに、多様な就労形態を模索するため、障がい者の職場参加・職場実習を行う地域適応支援事業を実施します。	障がい者の就労者数 (H23年度からの累計)	287人 1,007人
(242) 成年後見事業	判断能力の低下した高齢者や障がい者等の権利と財産を守る法律的な支援制度である成年後見制度が身近なものとして活用されるよう利用啓発、個別相談への対応、市民後見人の養成等を行い、高齢者や障がい者およびその保護者、家族を支援します。	成年後見制度利用件数 (H23年度からの累計)	52件 229件
(243) グループホーム支援事業	地域での生活を望む障がい者の生活を支援するため、グループホーム、生活ホームにおいて日常生活上必要な支援を提供するとともに、グループホームには訓練等給付費を支給し、生活ホームには補助金を交付します。	共同生活援助（グループホーム）の利用者数 (H23年度からの累計)	236人 800人
(243) コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者等の社会参加の促進とコミュニケーションの円滑化を図るために、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳者や要約筆記者の育成等を行います。	コミュニケーション支援事業における手話通訳者・要約筆記者の派遣件数 (H23年度からの累計)	3,782件 1万360件
(244) 障がい者移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出が、安全かつ円滑にできるよう支援を行います。	移動支援事業利用人数 (H23年度からの累計)	534人 1,607人



障がい者が地域で働き、自立し、安心して暮らしていくよう支援します
(障害者就労訓練施設「しらこばと」)

2－5 高齢者が敬愛され生きがいをもてるまちをつくる

【これまでの取り組みとこれからの課題】

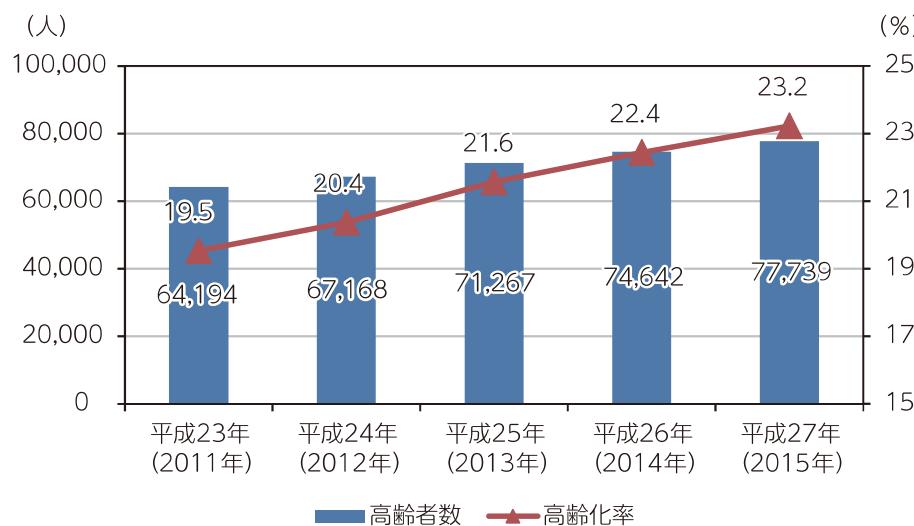
少子高齢化や核家族化が進む中、本市においては、平成24年10月に高齢化率（65歳以上の人口に占める割合）が21%に達し、いわゆる超高齢社会に突入しました。その後も高齢者は増加し、平成28年1月1日現在の高齢者人口は7万9,717人、高齢化率は23.7%と、本市は、国の平均以上に急激に高齢化が進むことが予測されており、地域の高齢者の参加による日常生活や在宅介護支援の充実が急務となっています。

また、平成26年6月に「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、団塊の世代が一斉に後期高齢者となる2025年問題への対応に向け、介護が必要になった高齢者も、住みなれた地域で暮らし続けられるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各種サービスが一体的に受けられる支援体制の整備（地域包括ケアシステムの構築）に向けた具体的方針が示されました。

本市では、一人暮らしの高齢者などが気軽に外出できるよう、平成23年10月に「ふらっと」がもうを、平成25年10月には「ふらっと」おおぶくろを開設したほか、老人福祉センターや介護支援ボランティア制度の整備など、様々な高齢者施策を実施してきました。

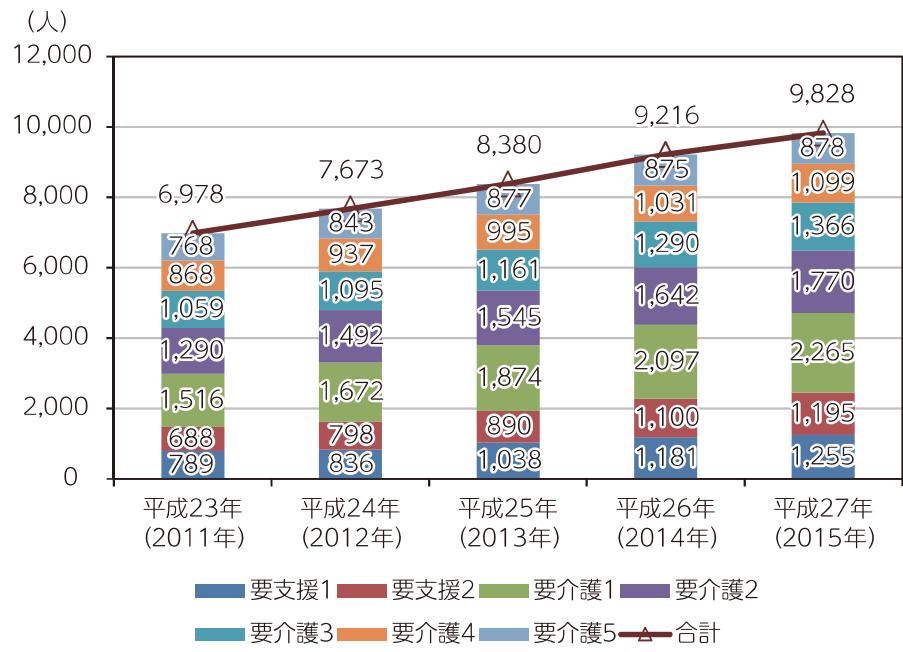
今後、高齢者をはじめとする市民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれており、地域包括支援センターの運営強化と地域ケア会議の充実に努めるとともに、認知症施策の推進や在宅医療・介護連携の推進を図るなど、地域包括ケアシステムの構築が重要となっています。

■高齢者人口の推移



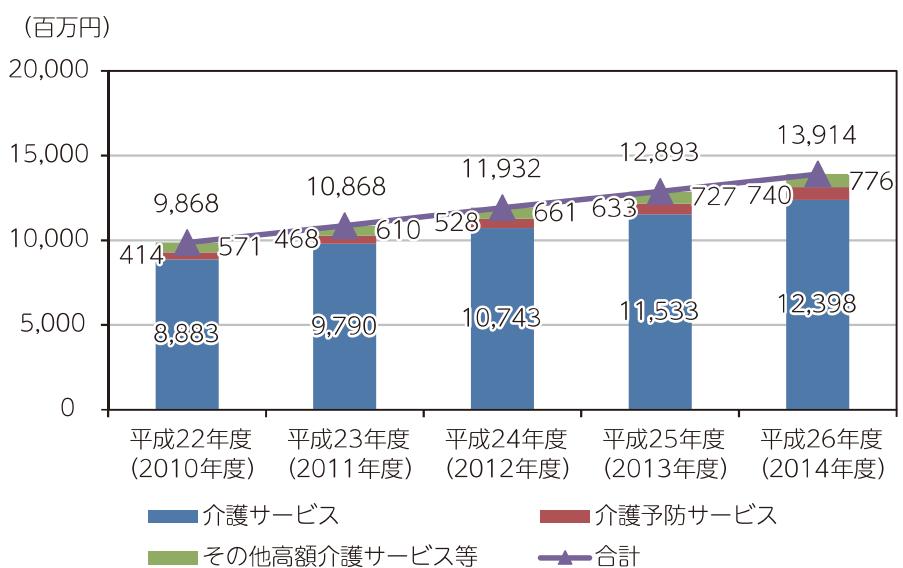
各年4月1日現在
資料：介護保険課

■要介護・支援認定者数の推移



各年4月1日現在
資料：介護保険課

■介護給付費の推移



各年度末現在
資料：介護保険課

【目指すまちの姿】

- ・健康づくりや生活環境に応じた介護予防が進められ、地域活動や地域福祉活動に高齢者自身が参加できる、高齢者が住みなれた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるまち
- ・地域包括支援センターの充実、地域包括支援ネットワークの拡充、介護保険制度に関する相談、情報提供体制の充実により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯なども安心して暮らせるまち
- ・認知症対策や市民後見制度の取り組みなど、高齢者の権利擁護体制の充実により、高齢にとっても住み慣れた地域で、尊厳を保持しつつ日常生活を送ることができるまち

【実現するための施策】

2-5 高齢者が敬愛され生きがいをもてるまちをつくる

251 生きがいづくりを支援する

2511 生きがい対策事業の推進

2512 社会参加の拡充

252 健康づくりと介護予防を進める

2521 高齢期の健康づくりと相談体制の充実

2522 介護予防事業の拡充

2523 認知症対策の充実

253 介護保険制度の充実を図る

2531 介護保険制度の相談・情報提供体制の充実

2532 介護サービスの充実と質的向上

2533 介護保険施設等の基盤整備

2534 介護保険の健全運営

254 高齢者を支える地域をつくる

2541 地域に身近な地域包括支援センターの充実

2542 医療・介護・地域の連携による地域包括ケアシステムの構築

2543 要援護高齢者と家族の支援

2544 虐待防止の推進

【実現するための施策】

251 生きがいづくりを支援する

超高齢社会の到来は、地域におけるまちづくりの担い手の増加と捉え、高齢者がボランティア等を生きがいとして担っていただけるよう、多様な機会を捉えて社会参加を促します。また、老人福祉センター等において、高齢者同士はもとより、他世代との交流も積極的に促進し、地域におけるつながりの強化とともに生きがいの増進を図ります。

252 健康づくりと介護予防を進める

認知症の理解を深めるため認知症サポーターを養成し、地域住民の認知症に対する理解の推進を図ります。また、認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症に対する総合的な支援に努めます。さらに、多職種協働による認知症ケア実現に向け、研修を実施します。

生活支援・介護予防サービスの体制整備にあたって、住民が担い手となる活動や、多様な主体によるサービスの提供体制を構築します。また、地域の支え合いの体制づくりが求められていることから、住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動を推進します。

253 介護保険制度の充実を図る

本格的な超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加しています。高年齢化に伴うニーズの多様化に対応するため、高齢者からの相談や情報提供を行う体制の充実に努めます。

また、サービス付き高齢者住宅など高齢者の住まいや介護保険サービスの基盤整備に努めるとともに、介護保険施設や事業所への適切な指導を行い、サービスの質的向上を図り、健全な介護保険制度の運営に努めます。

254 高齢者を支える地域をつくる

今後、さらに高齢化が進む中で、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの地区センターをはじめとする市の公共施設等への移設を推進します。また、在宅の要援護高齢者やその家族等を支援するため、介護保険制度と連携した在宅福祉サービスの充実を図り、住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

【主な事業】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(251) 老人福祉センター運営事業	市内4館の老人福祉センターを指定管理委託し、高齢者の健康増進や生きがいづくりを進めます。	施設の年間利用者数 30万452人	40万人
(251) 介護支援ボランティア事業	65歳以上の方が登録し、福祉施設でボランティアをすると、年間5,000円を上限にポイントを換金できる制度を実施します。	介護ボランティア登録者数 (累計) 253人	2,400人
(252) 認知症総合支援事業	認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームを設置とともに、本人や家族が地域の人と交流し、相互理解を深める場（オレンジカフェ等）の設置を推進します。	オレンジカフェ設置数 —	3か所
(252) 認知症サポーター養成事業	市民が認知症を理解し、認知症の方を温かく見守る社会を作るための一助とします。	認知症サポーター養成数 (H19年度からの累計) 1万7,452人	3万人
(253) 特別養護老人ホーム施設整備促進事業	介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームにおける新たな施設の整備を促進します。	特別養護老人ホーム整備率 1.23% (958床)	1.8% (約1,500床)
(254) 地域ケア会議	高齢者の適切な支援策の検討等を行うために、多職種協働のもと、会議を開催します。	地域レベルで実施するネットワーク会議への参加者数 (累計) 1,429人	6,500人



高齢者の生きがいづくりを進めます
(平成27年12月に開設した市内4番目の
老人福祉センターひのき荘での活動の様子)

2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

【これまでの取り組みとこれからの課題】

高齢社会の進展や不透明な社会経済情勢により、医療保険制度や年金制度などの社会保障制度に対する市民の関心は高く、制度への様々な要求が高まっています。

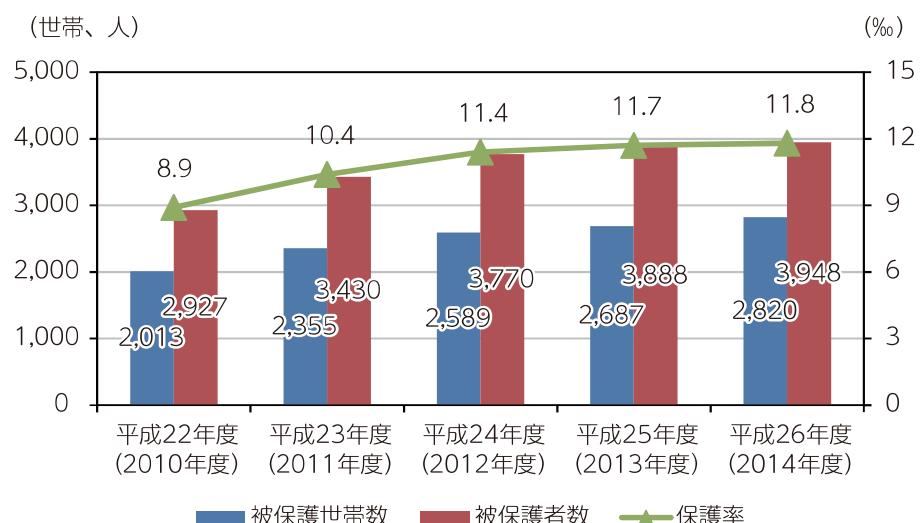
このような状況の中、生活保護率は増加傾向にあることから、受給者の早期の自立を目指し、様々な就労支援事業により、就労者増加につなげてきました。今後も、引き続き、就労支援や生活上の諸問題に対する相談支援体制の充実を図っていくとともに、生活保護に至る前の段階の方に対する支援を実施していく必要があります。

また、国民皆保険制度の基盤的な役割を担う国民健康保険制度および後期高齢者医療制度は、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより医療費が毎年増加する中、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、その役割を果たしてきました。今後も、重要な社会保障制度の一つとして、制度を維持・充実させるため、医療費の適正化を図り、健全な運営に努める必要があります。

そして、長い老後生活の経済面を社会全体で支えている公的年金制度は、年金財源が緊迫するとともに世代間における負担の均衡が重要な課題となってきています。将来も国民の共同連帯により安定的運営を図り、健全な国民生活の維持・向上と、制度への理解と加入の促進が求められています。

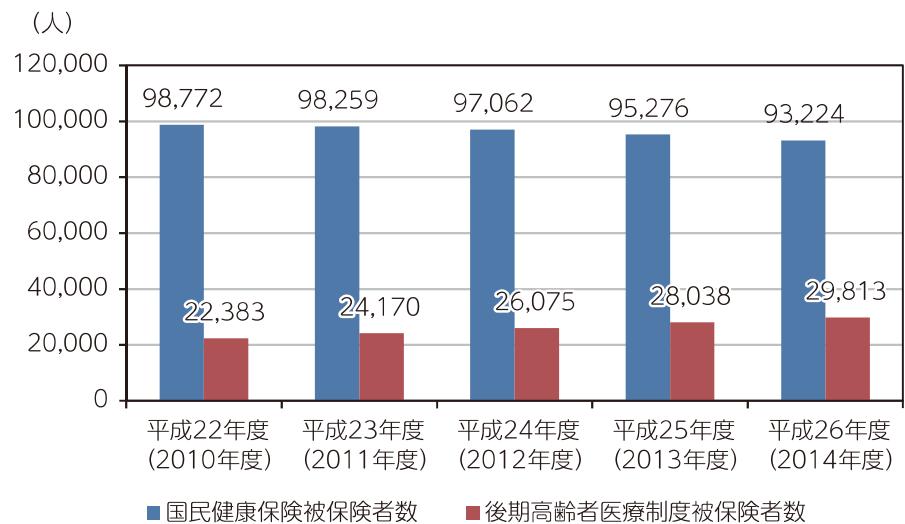
大綱2

■生活保護率の推移



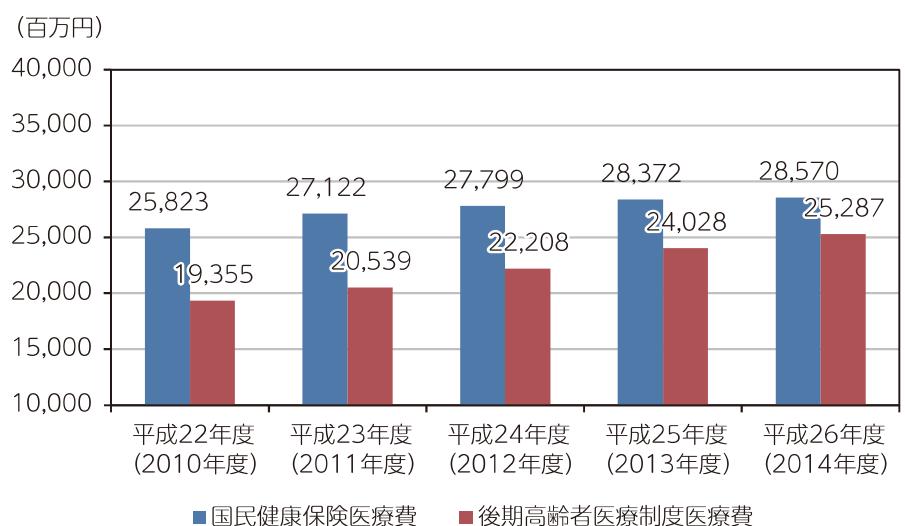
各年度末現在
資料：生活福祉課

■国民健康保険制度および後期高齢者医療制度被保険者数の推移



各年度年間平均3月～2月
資料：国民健康保険課

■国民健康保険制度および後期高齢者医療制度医療費の推移



各年度3月～2月
資料：国民健康保険課

【目指すまちの姿】

- ・生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の適正な運用により、市民が健康で安定した生活を営めるまち
- ・国民健康保険制度および後期高齢者医療制度の運営を安定させ、市民が安心して医療を受けられるまち
- ・国民年金制度に対する理解と加入の促進に取り組み、市民が安定した生活を送ることができるまち

【実現するための施策】

2-6 市民生活を支える支援制度や体制の充実を図る

大綱2

261 生活に困窮している方へのサポート体制の充実に努める

2611 生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の適正な運用

2612 相談・支援体制の充実

262 医療保険制度の充実を図る

2621 国民健康保険制度の推進と医療費の適正化

2622 後期高齢者医療制度の推進

263 安定した生活を送るために年金制度を支援する

2631 国民年金制度の理解と加入の促進

【施策の内容】

261 生活に困窮している方へのサポート体制の充実に努める

生活保護を適正に実施するため、家庭訪問等をとおして対象世帯の生活状況を把握し、生活上の諸問題の解決に向けて、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ハローワークなど関係機関との連携を図り、適切な助言・指導を行うなど、被保護者の経済的、精神的、身体的自立に向けた相談・支援体制の充実に努めます。

また、生活困窮者自立支援事業の実施により、生活保護に至る前の段階で、生活に困窮している方々に対する相談・支援体制を構築し、必要な援助を行います。

262 医療保険制度の充実を図る

被保険者が安心して医療を受けることができるよう、医療保険制度改革の動向を注視しつつ、医療費の適正化および財政の健全化に努め、地域医療保険としての国民健康保険制度の円滑な運営を図ります。

また、後期高齢者医療制度についても、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な運営を図ります。

263 安定した生活を送るため年金制度を支援する

市民の公的年金受給権確保に向け、年金相談業務の充実や市ホームページ・広報紙等を活用した国民年金制度の周知や啓発に努めるとともに、日本年金機構との協力・連携のもと国民年金適用者を的確に把握し、積極的に加入の促進を図ります。

【主な事業】

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
(261) 被保護者就労支援事業	被保護世帯の自立助長を促すために就労阻害要因のない被保護者に対し、関係機関と連携して、就労に向けた支援を行います。	就労決定者の割合	
		29.5%	35.0%
(262) 国民健康保険給付事業	被保険者の負担軽減を図るため、疾病、負傷などに対し、保険給付を行います。	被保険者1人当たり療養諸費用額の埼玉県市町村平均額との比率	
		100.43%	100%未満
(263) 国民年金事務事業	日本年金機構との協力連携のもと、国民年金制度の理解と加入の促進を図るため、各種届出の受付や給付等に係る相談業務等公的年金の受給権確保に向けた取り組みを行います。	国民年金受給者数	
		7万5,092人	8万3,000人

